

福岡県廃棄物処理計画 資料編

資料編

資料1. 福岡県廃棄物処理計画とSDGsとの関連

基本方針		主要施策		持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール					
				1	2	3	4	5	6
				1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
第1節	資源の消費抑制	第1	持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進						
		第2	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり						
第2節	資源循環利用の推進	第1	各種リサイクル法に基づく取組みの推進						
		第2	リサイクル製品の利用促進						
		第3	プラスチック資源循環の促進						
		第4	資源循環型まちづくりの推進						
		第5	各種バイオマスの利用促進						
		第6	福岡県リサイクル総合研究事業化センター						
		第7	エコタウン事業						
第3節	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	第1	一般廃棄物の適正処理の推進						
		第2	産業廃棄物の適正処理の確保						
		第3	廃棄物の不適正処理の防止						
		第4	災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成						

* 福岡県廃棄物処理計画の主要施策を踏まえ、SDGs の各ゴールを分析

持続可能な開発目標 (SDGs) 17 のゴール										
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基礎をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう

資料 2. 用語の解説

『 あ 行 』

RDF (Refuse Derived Fuel ぐみ固形化燃料)

生ぐみ、紙、プラスチックなどを乾燥・粉砕して石灰等を混ぜ、チョーク状に成形加工した固形燃料をいう。

石綿 (アスベスト)

天然に産出する繊維状の鉱物の総称。耐熱性、電気絶縁性、耐薬品性などの特徴から、建設資材、電器製品、自動車など様々な製品に使用されていた。しかし、空中に飛散した石綿繊維を吸入すると、肺癌や中皮腫を発症することが問題になったことから、現在は、既存の化学工業プラントの配管用シール材など少数の例外を除いて、製造、輸入、使用等が禁止されている。

一般廃棄物

家庭から排出されるぐみ、し尿など産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

ESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育)

持続可能な社会づくりの担い手の育成を目的とした教育のことをいう。

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。①貧困、②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧経済成長と雇用、⑨インフラ・産業化・イノベーション、⑩不平等、⑪持続可能な都市、⑫持続可能な生産と消費、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段という17の重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標（ゴール）と169のターゲットが設定されている。

『 か 行 』

家庭系ぐみ (一般廃棄物)

一般廃棄物（ぐみ）のうち、資源ぐみを除く生活系ぐみ（計画収集量＋直接搬入量）をいう。

「生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）」－「生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）のうちの資源ごみ」の方法で算定。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいう。

計画収集量（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）のうち、市町村又は市町村の一部事務組合が計画して収集するごみの量をいう。

減量化量、減量化率（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）の減量化量は、焼却、破砕等の中間処理により廃棄物を減らした量をいう。その量をごみ総排出量で除し、百分率で表したものを減量化率という。

$$(\text{減量化率}) = (\text{減量化量}) \div (\text{ごみ総排出量}) \times 100$$

減量化量、減量化率（産業廃棄物）

産業廃棄物の減量化量は、焼却、脱水等の中間処理により廃棄物を減らした量をいう。その量を排出量で除し、百分率で表したものを減量化率という。

$$(\text{減量化率}) = (\text{減量化量}) \div (\text{排出量}) \times 100$$

鉱さい（スラグ（slag））

金属製錬などの際に、鉱石から金属などの有用資源を取り出して残った残渣をいう。

ごみ総排出量

一般廃棄物（ごみ）のうち次の量を合計した量をいう。

- 1 計画収集量（市町村又は市町村の一部事務組合が計画して収集する量）
- 2 直接搬入量（住民又は事業者が、市町村等が設置するごみ処理施設へ持ち込む量）
- 3 集団回収量（市民団体等が、市町村から補助金等の支援を受けて収集する量）

コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）

市町村の定める一般廃棄物処理計画に基づき設置されるもので、通常は住宅団地の開発時に、し尿及び生活雑排水を処理するために設置される。

『 さ 行 』

災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（木くず、コンクリートがら等）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）をいう。

最終処分場

再使用又は再生利用がなされなかった廃棄物を埋立てにより最終的に処分する場所をいう。産業廃棄物については、がれき類などの性質の安定した産業廃棄物を埋め立てる安定型最終処分場、有害な産業廃棄物を埋め立てる遮断型最終処分場及びその他の産業廃棄物を埋め立てる管理型最終処分場の3種類がある。一般廃棄物最終処分場は、産業廃棄物の管理型最終処分場と同様の構造である。

最終処分量、最終処分率（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）の最終処分量は、ごみを直接に、又は破砕、焼却等の中間処理を経て、最終処分場に埋め立てた量をいう。その量をごみ総排出量で除し、百分率で表したものを最終処分率という。

$$(\text{最終処分率}) = (\text{最終処分量}) \div (\text{ごみ総排出量}) \times 100$$

最終処分量、最終処分率（産業廃棄物）

産業廃棄物の最終処分量は、産業廃棄物を直接に、又は破砕、焼却等の中間処理を経て、最終処分場に埋め立てた量をいう。その量を産業廃棄物の排出量で除し、百分率で表したものを最終処分率という。

$$(\text{最終処分率}) = (\text{最終処分量}) \div (\text{排出量}) \times 100$$

再生利用率（リサイクル率）（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）の総資源化量をごみ総排出量で除し、百分率で表したものをいう。

$$\begin{aligned} (\text{再生利用率}) &= (\text{総資源化量}) \div (\text{ごみ総排出量}) \times 100 \\ &= \{ (\text{直接資源化量}) + (\text{中間処理後資源化量}) + (\text{集団回収量}) \} \\ &\quad \div \{ (\text{計画収集量}) + (\text{直接搬入量}) + (\text{集団回収量}) \} \times 100 \end{aligned}$$

*リサイクル率は、総資源化量を（計画収集及び直接搬入された後の）ごみ処理量、及び集団回収量との合計で除し、百分率で表したもので、理論上は再生利用率と同様。

再生利用量、再生利用率（産業廃棄物）

産業廃棄物の再生利用量は、排出量のうち、自己未処理・自己再生利用量（未処理

のまま排出者が自ら再生利用した量）及び中間処理後再生利用量（処理後残さ量のうちの再生利用された量）との合計をいう。その量を排出量で除し、百分率で表したものを再生利用率という。

$$(\text{再生利用率}) = (\text{再生利用量}) \div (\text{排出量}) \times 100$$

産業廃棄物

事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。

産業廃棄物税

排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組みに誘導することを目的とし、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもの。

本県では、平成17（2005）年度から導入している。

自家処理量

一般廃棄物（ごみ）のうち市町村又は市町村の一部事務組合のごみ処理施設に搬入されないごみで、排出者が自ら処分しているものをいう。

事業系ごみ（一般廃棄物）

事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものをいう。

一般廃棄物に該当し、生活系ごみと同様に次の品目に分類される。

- 1 混合ごみ：可燃または不燃を問わずに収集されるもの
- 2 可燃ごみ：焼却施設にて中間処理することを主な目的として収集されるもの
- 3 不燃ごみ：焼却施設以外の中間処理施設にて処理する、または最終処分することを目的として収集されるもの
- 4 資源ごみ：再資源化することを目的とし収集されるもの
- 5 粗大ごみ：比較的大きなものとして上記とは別に収集されるもの

資源化量、資源化率（産業廃棄物）

産業廃棄物の資源化量は、再生利用量と有償物量との合計をいう。その量を発生量で除し、百分率で表したものを資源化率という。

$$(\text{資源化率}) = \{ (\text{再生利用量}) + (\text{有償物量}) \} \div (\text{発生量}) \times 100$$

自己未処理・自己再生利用量（産業廃棄物）

中間処理をせずに排出者が自ら再生利用した量をいう。

集団回収量

一般廃棄物（ごみ）のうち、市民団体等が、市町村から用具の貸与、補助金の交付等の支援を受けて収集している古紙、金属類、古布等の回収量をいう。

浄化槽

し尿と生活雑排水とを併せて処理する設備又は施設をいう。生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽と区別するため、合併処理浄化槽ということもある。単独処理浄化槽は、法令の改正により浄化槽法上の浄化槽の定義から外され、平成 13（2001）年 4 月以降、原則、新設が禁止されている。浄化槽のうち、窒素やリンの一定の除去能力を有するものを高度処理型浄化槽という。

浄化槽汚泥

浄化槽の底部に堆積する水分を多く含む泥状の固形分をいう。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品をいう。

スカイパトロール

ヘリコプターにより空中から不法処理状況等を確認する監視活動をいう。

生活系ごみ（一般廃棄物）

一般の家庭から排出される廃棄物をいう。

一般廃棄物に該当し、事業系ごみと同様に可燃ごみや不燃ごみ等の品目に分類される。

（品目の分類は事業系ごみの解説に記載）

生分解性プラスチック

プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチックをいう。

ゼロエミッション

廃棄物の発生を減らしたり、他の産業の原材料として有効活用することなどにより、廃棄物の焼却処分や最終処分（埋立て）をできるだけ減らそうとすることをいう。国連大学が提唱した。狭義には、産業活動により生じる廃棄物の最終処分量をゼロにすることをいう。

総資源化量（一般廃棄物）

市町村又は市町村の一部事務組合のごみ処理施設に搬入された一般廃棄物（ごみ）のうち、直接に、又は中間処理を経て、資源として再利用された量と集団回収量との合計をいう。

$$(\text{総資源化量}) = (\text{直接資源化量}) + (\text{中間処理後資源化量}) + (\text{集団回収量})$$

『 た 行 』

地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、狭い地域で循環させることが適切なものになるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど、最適な規模で循環させていくことにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方をいう。

中間処理

脱水、中和、焼却、発酵等の物理的、化学的又は生物学的な手段により、廃棄物の減量化、無害化又は安定化を行うことをいう。

直接資源化量（一般廃棄物）

計画収集又は住民・事業者による直接搬入により市町村又は市町村の一部事務組合のごみ処理施設へ搬入された一般廃棄物（ごみ）のうち、当該ごみ処理施設での中間処理を経ることなく、直接、資源回収業者等へ引き渡された量をいう

直接搬入量（一般廃棄物）

住民又は事業者が、市町村又は市町村の一部事務組合が設置するごみ処理施設へ持ち込む一般廃棄物（ごみ）の量をいう。

出口側の循環利用率（一般廃棄物）

一般廃棄物（ごみ）の総排出量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標

$$(\text{出口側の循環利用率}) = (\text{循環利用量}) \div \{ (\text{ごみの総処理量}) + (\text{集団回収量}) \} \times 100$$

* (循環利用量) = (直接資源化量) + (中間処理後資源化量) + (集団回収量)

* リサイクル率と同じ計算方法である

出口側の循環利用率（産業廃棄物）

産業廃棄物の排出量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す

指標

(出口側の循環利用率) = (循環利用量) ÷ (排出量) × 100

* (循環利用量) = (再生利用量) + (金属くず・ガラスくず等・鋳さい・がれき類の減量化量) - (動物のふん尿の直接再生利用量)

* 動物のふん尿のうち何らかの処理をされることなく農地に還元されている量は自然還元量と定義されており、循環利用量に含まれない。

特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物

一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理法等で定められたものをいう。

『 な 行 』

農業集落・漁業集落排水処理施設

農業集落排水施設とは、農村集落周辺の生活環境の向上と、公共用水域の水質保全とともに農村周辺の豊かな自然環境を維持することを目的とし設置する、集落単位で整備を行う污水处理施設をいう。

漁業集落排水施設とは、漁業集落周辺の生活環境の向上と、漁港や漁場周辺海域の水質などとともに水産業の発展と持続性を確保することを目的とし設置する、漁港や離島などの海岸部周辺の集落で整備を行う污水处理施設をいう。

『 は 行 』

バイオプラスチック

バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称をいう。

バイオマスプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材をいう。

排出量（産業廃棄物）

産業廃棄物の発生量から有償物量を除いた量をいう。

発生量（産業廃棄物）

事業場内で発生した産業廃棄物の排出量及び有償物量の合計をいう。

PCB

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質で、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきた。

しかし、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な健康被害等を引き起こすことが報告されたことから、現在では、製造・輸入ともに禁止されている。

PCB廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む廃棄物をいう。

PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等により、特別な保管や処分が義務付けられている。

1人1日当たりのごみ排出量

ごみ総排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物（ごみ）の総排出量）を1人1日当たりの排出量に換算した量をいう。

（1人1日当たりのごみ排出量）＝（ごみ総排出量）÷（人口）÷365（うるう年は366）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）の排出量）を1人1日当たりの排出量に換算した量をいう。

（1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）＝（家庭系ごみの排出量）÷（人口）÷365（うるう年は366）

福岡県環境総合基本計画

県行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の方向を明らかにした計画をいう。

福岡県リサイクル製品認定制度

資源の循環利用及び廃棄物の減量の促進を図ることを目的に、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品（建設資材）の認定を県が行い、その利用の促進を図る制度をいう。

また、福岡県県産リサイクル製品認定制度は、一定の基準を満たす県内で製造されたりリサイクル製品（生活関連用品）の認定を県が行い、その利用の促進を図る制度をいう。

福岡県リサイクル総合研究事業化センター

産学官の協力の下、平成 13（2001）年 6 月に設立された、循環型社会の形成に向けてリサイクル技術の開発などに取り組む政策推進型の研究機関をいう。

フードバンク活動

食べられるのに廃棄されている食品を食べ物に困っている人に支給する活動をいう。

『 ま 行 』

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度

排出事業者が、産業廃棄物を委託して処理する場合に自ら処理状況を確認し、適正な処理を確保することを目的とした制度をいう。産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する排出事業者は、当該産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを運搬受託者等に交付しなければならない（廃棄物処理法第 12 条の 3 第 1 項）。紙に代えてコンピュータによりマニフェストをやり取りする電子マニフェストを利用すれば、処理状況の即時把握や事務処理作業の効率化が期待できる。

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）

生活雑排水を処理しない浄化槽。法令の改正により浄化槽法上の浄化槽の定義から外され、平成 13（2001）年 4 月以降、原則、新設が禁止されている。

『 や 行 』

やまもとかんげん 山元還元

廃棄物の焼却灰等を鉦山（製錬所）へ持ち込み、鉦石と同様に非鉄金属の原料（製錬の対象物）として利用することをいう。

有償物量（産業廃棄物）

事業場内で発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された量をいう。

溶融スラグ

焼却灰等の廃棄物を 1,200 度以上の高温条件下で溶融した後に冷却することで生成されるガラス質の固化物をいう。高温で処理されるため、ダイオキシン類が分解されるとともに、重金属は溶融スラグのガラス質と一体化し、外に出ないようになる。性状は粒状で強度が高く、建設資材や路盤材として再生利用される。

『 わ 行 』

ワンウェイ

通常一度使用した後にその役目を終えることをいう。

ワンウェイプラスチック

一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品や容器包装などをいう。

資料編

資料3. 一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	型式	能力 (t/日)
福岡	福岡市	西部工場	福岡市西区拾六町1191	平成4年3月	ス・全連	250 × 3炉
		臨海工場	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13-42	平成13年3月	ス・全連	300 × 3炉
	㈱福岡クリーンエナジー	株式会社福岡クリーンエナジー 東部工場	福岡市東区蒲田5丁目11-2	平成17年8月	ス・全連	300 × 3炉
	須恵町外二ヶ町 清掃施設組合	クリーンパーク わかすぎごみ燃料化施設	糟屋郡篠栗町大字若杉779-18	平成14年12月	RDF	59 × 3炉
	糸島市	クリーンセンター ごみ溶融処理施設	糸島市志摩西貝塚122番地	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2炉
	玄界環境組合	古賀清掃工場焼却施設	古賀市筵内1976番外	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2炉
		宗像清掃工場ガス化溶融施設	宗像市池浦600番地1	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2炉
	筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合	クリーンヒル宝満熱回収施設	筑紫野市大字原田1385番地1外29筆	平成20年3月	ガ溶・全連	125 × 2炉
福岡都市圏南部 環境事業組合	福岡都市圏南部工場	春日市大字下白水104-5	平成28年3月	ス・全連	170 × 3炉	
朝倉	甘木・朝倉・三井 環境施設組合	サン・ポート溶融施設	朝倉郡筑前町栗田8-3外29筆	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2炉
久留米	久留米市	上津クリーンセンター	久留米市上津町2119番地の35	平成5年3月	ス・全連	100 × 3炉
		宮ノ陣クリーンセンター	久留米市宮ノ陣町八丁島2225	平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2炉
	大川市	大川市清掃センター	大川市大字中古賀1110番地	平成4年8月	流・准連	45 × 2炉
	うきは久留米 環境施設組合	耳納クリーンステーション	うきは市吉井町富永2015	平成16年8月	RDF	61 × 1炉
八女・筑後	八女西部広域 事務組合	八女西部クリーンセンター	筑後市大字前津2088番地の6	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2炉
有明	柳川市	柳川市クリーンセンター	柳川市佃町1157番地の1	平成3年3月	ス・准連	50 × 2炉
	みやま市	みやま市清掃センター	みやま市瀬高町東津留67-1	平成6年3月	ス・バ	25 × 2炉
	大牟田・荒尾 清掃施設組合	大牟田・荒尾RDFセンター	大牟田市健老町468	平成14年11月	RDF	75 × 3炉
	大牟田リサイクル 発電(株)	大牟田リサイクル発電所	大牟田市健老町	平成14年12月	流・全連	315 × 1炉
飯塚	ふくおか県央環境 広域施設組合	飯塚市クリーンセンター	飯塚市吉北118-2	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2炉
		嘉麻クリーンセンター	嘉麻市上815番地	昭和62年3月	ス・准連・+溶	20 × 2炉
		ごみ燃料化センター	嘉麻市岩崎124番地	平成14年8月	RDF	54 × 1炉
		桂苑	嘉穂郡桂川町九郎丸275の21	平成6年3月	流・准連	37 × 2炉

資料編

資料3. 一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	型式	能力 (t/日)
田川	田川地区清掃施設組合	田川市川崎町清掃センター	田川郡川崎町大字川崎3419-3番地	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2炉
	下田川清掃施設組合	下田川塵芥清掃センター	田川郡福智町赤池474の5	昭和50年3月	ス・バ	20 × 2炉
	田川郡東部環境衛生施設組合	田川郡東部じん芥処理センター	田川郡添田町大字中元寺815番地251	平成7年12月	ス・バ	22 × 2炉
直方・鞍手	直方市	直方市可燃物中継所	直方市大字上新入字大久保1923-1	平成13年3月	中継	113
	宮若市外二町じん芥処理施設組合	くらじクリーンセンター	宮若市本城1593番地38	平成14年9月	RDF	66 × 1炉
北九州	北九州市	日明工場	北九州市小倉北区西港町96番地2	平成3年3月	ス・全連	200 × 3炉
		新門司工場	北九州市門司区新門司3丁目79番地	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3炉
		皇后崎工場	北九州市八幡西区夕原町2番1号	平成10年7月	ス・全連	270 × 3炉
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	遠賀・中間リレーセンター	遠賀郡岡垣町大字糖塚103番1	平成19年3月	中継	199
京築	苅田エコプラント(株)	苅田エコプラント	京都府苅田町鳥越町1番地	平成10年11月	RDF	42 × 1炉
	築上町	ごみ固形燃料化施設	築上郡築上町築城1784番地	平成12年3月	RDF	25 × 1炉
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市外二町清掃センター	豊前市大字八屋322-45	平成14年2月	ス・准連・+溶	35 × 2炉
	行橋市みやこ町清掃施設組合	みやこ処理場	行橋市大字西谷477番地	平成17年3月	中継	143
計			36施設			7,956

(注)

全連：全連続運転（24時間運転）

准連：准連続運転（16時間運転）

バ：バッチ運転（ごみを一定程度まとめて処理する運転方式）

固：固定床炉（炉床が固定されているもの）

ス：ストーカ炉（炉床をストーカ（火格子）とし、機械的に動かすことにより、ごみを移動させながら燃焼させるもの）

流：流動床炉（高温の砂を下部から供給される空気によって流動させ、その中でごみを燃焼させるもの）

ガ溶：ガス化熔融炉（ごみを高温・還元雰囲気下でガス化するとともに、灰を熔融するもの）

+溶：焼却炉（ストーカ炉など）に灰熔融炉を併設しているもの

RDF：RDF（ごみ固形化燃料）の製造施設（燃料化施設）

中継：破碎、圧縮等（中継施設）

*能力の計は、燃料化施設（RDF製造施設）及び中継施設を除く。

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料4. 一般廃棄物（粗大ごみ等）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	処理方式／ 施設の種類	能力 (t/日)
福岡	福岡市	西部工場 粗大ごみ処理施設	福岡市西区拾六町1191	平成4年3月	破碎	50
		東部資源化センター	福岡市東区蒲田5丁目11-1	昭和61年9月	併用	100
		西部資源化センター	福岡市西区拾六町1191	平成6年7月	併用	200
		臨海工場 粗大ごみ処理施設	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目35番	平成13年3月	破碎	50
		緑のリサイクルセンター	福岡市東区蒲田5丁目14-2	平成8年2月	選別 堆肥化	25
	太宰府市	環境美化センター	太宰府市石穴3467-36	平成3年3月	併用	21
	那珂川市	エコピア・なかがわ	那珂川市大字安徳61番地18	平成17年10月	選別	16
	糸島市	糸島市クリーンセンター リサイクルプラザ	糸島市志摩西貝塚122番地	平成12年3月	選別 圧縮梱包	35
	玄界環境組合	古賀清掃工場	古賀市筵内1976番外	平成15年3月	選別、破碎 圧縮梱包	48
		宗像清掃工場	宗像市池浦600番地1	平成15年6月	選別、破碎 圧縮梱包	40
	須恵町外二ヶ町 清掃施設組合	クリーンパークわかすぎ リサイクルプラザ	糟屋郡篠栗町大字若杉779-18	平成15年2月	併用	30
	宇美町・志免町 衛生施設組合	宇美志免リサイクルセンター	糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目2番1号	平成21年7月	選別、破碎 圧縮梱包	12
	春日大野城 衛生施設組合	春日大野城リサイクルプラザ	春日市春日公園6丁目2番地	平成7年3月	選別、破碎 圧縮	45
	筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合	クリーンヒル宝満 リサイクルセンター	筑紫野市大字原田1385番地1外29筆	平成20年3月	破碎 選別	44
	甘木・朝倉	甘木・朝倉・三井 環境施設組合	サン・ボートリサイクルプラザ	朝倉郡筑前町栗田8-3外29筆	平成14年12月	選別、破碎 圧縮梱包
久留米	うきは久留米 環境施設組合	耳納クリーンステーション	うきは市吉井町富永2015	平成16年8月	選別 その他	18
	久留米市	久留米市破碎施設	久留米市上津町2119番地の35	平成12年3月	破碎	64
		宮ノ陣クリーンセンター	久留米市宮ノ陣町八町島2225	平成28年2月	選別圧縮	22.5
八女・筑後	八女西部広域 事務組合	八女西部クリーンセンター	筑後市大字前津2088番地の6	平成12年3月	選別 その他	50
		八女西部リサイクルプラザ	筑後市大字前津2105-2	平成12年4月	選別圧縮	22
有明	大牟田市	大牟田市リサイクルプラザ	大牟田市健老町	平成15年3月	併用	66
	みやま市	みやま市清掃センター	みやま市瀬高町東津留67-1	平成6年3月	併用	8

資料編

資料4. 一般廃棄物（粗大ごみ等）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	処理方式／施設の種類	能力(t/日)
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市リサイクルプラザ	飯塚市吉北118-2	平成10年3月	併用	35
		桂苑	嘉穂郡桂川町九郎丸275の21	平成6年3月	併用	20
		リサイクルプラザ	飯塚市入水757の1	平成11年3月	併用	12
田川	田川郡東部環境衛生施設組合	田川郡東部じん荼処理センター	田川郡添田町大字中元寺815番地251	平成7年12月	併用	12
	田川地区清掃組合	田川市川崎町清掃センター資源回収施設	田川郡川崎町大字川崎3419-3	昭和62年3月	破碎	30
直方・鞍手	官若市外二町じん荼処理施設組合	泉水最終処分場	鞍手郡鞍手町大字新延1296-8	昭和62年1月	併用	40
北九州	北九州市	日明粗大ごみ資源化センター	北九州市小倉北区西港町96番地2	平成4年5月	併用	200
		日明かんびん資源化センター	北九州市小倉北区西港町96番地2	平成5年7月	選別圧縮	53
		新門司工場	北九州市門司区新門司3丁目79番地	平成19年3月	破碎	50
		皇后崎工場	北九州市八幡西区夕原町2番1号	平成10年6月	破碎	50
		本城かんびん資源化センター	北九州市八幡西区洞北町7番10号	平成9年10月	選別圧縮	63
		北九州市プラスチック資源化センター	北九州市小倉北区西港町86-13 日本資源流通(株)敷地内	平成19年2月	選別圧縮	60
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間・遠賀リサイクルプラザ	中間市大字垣生1300番地	平成13年3月	選別圧縮梱包	27.6
		遠賀・中間リレーセンター	遠賀郡岡垣町大字榊塚103番1	平成19年3月	選別圧縮	24
京築	苺田エコプラント(株)	苺田エコプラント	京都府苺田町鳥越町1番地	平成10年11月	併用	10
	苺田町	リサイクルセンター	京都府苺田町鳥越町1番地の3	平成20年6月	選別圧縮	4.9
	築上町	リサイクル施設	築上郡築上町大字築城1784番地	平成16年7月	選別破碎	7
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市外二町清掃センターリサイクルセンター	豊前市大字八屋322-45	平成19年7月	選別破碎	20
計			40施設			1,715.0

(注)

破碎：可燃性粗大ごみを焼却炉で容易に焼却することができるよう破碎する施設

圧縮：不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

併用：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎（又は粉碎）する施設

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料5. 一般廃棄物最終処分場

令和2(2020)年8月1日時点

市町村圏	市町村名 一部事務 組合名	最終処分場名 (所在地)	土 地 埋 立 物						埋立 開始年	埋立地 面積 (m ²)	全体 容量 (m ³) 【A】	累積 埋立量 (m ³) 【B】	残余 容量 (m ³) 【A-B】	元年度 埋立実績 (m ³)
			自 己	そ の 他	可 燃	不 燃	施 却 残 渣	そ の 他						
福岡	福岡市	伏谷埋立場	○			○	○	○	昭和63年	225,000	5,027,000	2,886,229	2,140,771	59,712
		糟屋郡久山町大字山田字伏谷1431-1								180,000	2,345,000	1,020,377	1,324,623	27,037
		中田埋立場	○			○	○	○	平成8年					
	福岡市西区今津													
	宗像市	最終処分場	○			○	○		平成10年	1,400	3,560	639	2,921	3
		宗像市大島1951												
	太宰府市	環境美化センター 最終処分場	○					○	平成3年	7,000	42,550	28,298	14,252	291
		太宰府市石穴3467-36												
	古賀市	不燃物埋立地		○		○		○	昭和62年	7,412	25,381	10,544	14,837	248
		古賀市青柳町字アソアソ444-2他												
	福津市	不燃物処理場		○		○			昭和58年	8,657	33,983	23,661	10,322	252
		福津市本木2298番地												
	宇美町	最終処分場	○			○	○	○	平成5年	19,359	154,742	70,164	84,578	845
		糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目地内												
	春日大野城 衛生施設組 合	最終処分場	○			○		○	平成6年	7,900	38,900	16,457	22,443	499
		春日市春日公園6丁目2番地												
糸島市	糸島市 クリーンセンター	○					○	平成11年	4,800	25,600	23,229	2,371	0	
	糸島市志摩西貝塚122番地													
玄界環境組 合	古賀清掃工場	○					○	平成15年	1,770	11,505	112	11,393	-680	
	古賀市筵内1976番外													
	宗像清掃工場 埋立処分地施設	○					○	平成15年	1,330	9,340	0	9,340	0	
	宗像市池浦600番地1													
福岡都市圏 南部環境事 業組合	福岡都市圏南部 最終処分場	○					○	平成28年	25,000	516,000	43,804	472,196	10,880	
	大野城市大字中906-12番外28													
久留米	久留米市	最終処分場	○			○	○	平成17年	12,300	204,000	77,600	126,400	2,143	
		久留米市杉谷												
八女・ 筑後	八女西部広 域事務組合	立花最終処分場	○					○	平成23年	3,260	25,000	11,187	13,813	534
		八女市立花町兼松字桑ノ平1789番1外24筆												
有 明	大牟田市	第三大浦谷 埋立地	○			○	○	平成7年	25,300	288,277	189,132	99,145	1,960	
		大牟田市大浦町14番地1外												
	埋立処分地施設	○				○	○	平成9年	9,070	38,888	34,814	4,074	1,377	
みやま市高田町大字昭和開地内														
柳川市	大和干拓 最終処分場		○		○		○	平成27年	14,200	9,600	2,824	6,776	292	
	柳川市大和町大坪338-1、2、339-1~3													

資料編

資料5. 一般廃棄物最終処分場

令和2(2020)年8月1日時点

市町村圏	市町村名 一部事務 組合名	最終処分場名 (所在地)	土 地 埋 立 物						埋立 開始年	埋立地 面積 (m ²)	全体 容量 (m ³) 【A】	累積 埋立量 (m ³) 【B】	残余 容量 (m ³) 【A-B】	元年度 埋立実績 (m ³)
			自 己	そ の 他	可 燃	不 燃	焼 却 残 渣	そ の 他						
飯 塚	ふくおか 県中央環境 広域施設 組合	飯塚市埋立処分場	○					○	平成10年	5,000	26,800	24,100	2,700	533
		飯塚市吉北118-2												
		嘉麻市嘉麻クリーンセ ンター最終処分場	○			○	○	○	平成13年	12,000	55,000	21,360	33,640	968
		嘉麻市上815番地外												
		最終処分場	○					○	平成11年	8,180	40,690	19,346	21,344	3,268
飯塚市入水757の1														
田 川	田川郡東部 環境衛生施 設組合	最終処分場	○					○	平成8年	11,100	66,752	53,479	13,273	784
		田川郡添田町大字中元寺4299番地												
川	田川地区清 掃施設組合	最終処分場	○					○	昭和62年	15,800	146,450	134,667	11,783	2,443
		田川郡川崎町大字川崎3102-1												
直方・ 鞍手	宮若市外二 町じん芥処 理施設組合	泉水最終処分場	○					○	平成8年	10,565	64,223	33,594	30,629	1,277
鞍手郡鞍手町大字新延1296番地の8														
北 九 州	北九州市	(西地区) 廃棄物処分場		○				○	平成10年	575,000	7,150,000	6,039,233	1,110,767	136,253
		北九州市若松区響町3丁目地先												
	遠賀・中間 広域行政事 務組合	最終処分場	○					○	平成元年	29,058	209,020	177,535	31,485	2,177
遠賀郡岡垣町大字戸切1711番地の2														
京 築	築上町	最終処分場	○					○	平成12年	2,571	9,820	7,611	2,209	46
		築上郡築上町築城1784												
豊前市外二 町清掃施設 組合	清掃センター 埋立処分場	○						○	昭和60年	10,100	46,000	41,004	4,996	1,755
	築上郡上毛町下唐原													
計		27箇所	23	4	0	15	13	21		1,233,132	16,614,081	10,991,001	5,623,080	254,896

(注)

自己:市町村所有地

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料6. 一般廃棄物（し尿）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	型式	能力 (kl/日)
福岡	福岡市	中部汚泥再生処理センター	福岡市中央区那の津2-11-3	平成27年11月	固液分離	65
	古賀市	古賀市海津木苑	古賀市鹿部字ウツギ459	昭和58年5月	標脱	67
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美志免浄化センター	糟屋郡志免町大字吉原443	平成13年3月	高負荷	70
	糸島市	糸島市し尿処理センター	糸島市前原1828番地1	平成7年3月	高負荷	96
	宗像地区事務組合	宗像浄化センター	宗像市曲1377	昭和54年11月	標脱	130
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	酒水園	糟屋郡粕屋町大字酒殿1-1	昭和57年10月	標脱	100
甘木・朝倉	朝倉市	環境センター	朝倉市堤4-6	平成19年4月	高負荷膜分離	73
久留米	両筑衛生施設組合	両筑苑	久留米市北野町今山2399	昭和57年10月	標脱	300
	うきは久留米環境施設組合	耳納衛生センター	久留米市田主丸町鷹取891-1	平成6年3月	標脱	91
八女・筑後	八女市	八女市上陽自給肥料供給施設	八女市上陽町下横山1385番地	昭和55年8月	液肥堆肥化	5.7
		八女市星野自給肥料供給施設	八女市星野村10730番地73	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
		八女市衛生センター	八女市黒木町桑原689-1	昭和61年12月	標脱	33
	筑後市	筑後市衛生センター	筑後市大字高江190	昭和58年11月	標脱	75
	大木町	おおき循環センター	三潞郡大木町大字横溝1331-1	平成18年10月	高負荷嫌気消化	41.4
	八女中部衛生施設事務組合	八女中部衛生センター	八女市大字北田形1022	昭和63年3月	標脱高負荷	110
有明	大牟田市	大牟田市東部環境センター	大牟田市大浦町14-10	平成15年3月	高負荷	359
	大川柳川衛生組合	筑水園	大川市大字紅粉屋1201-2	平成6年6月	高負荷	195
	みやま市	みやま市飯江川衛生センター	みやま市高田町今福1136	平成10年12月	高負荷膜分離	90
		バイオマスセンター	みやま市山川町重富12番地	平成30年12月	高負荷膜分離	130

資料編

資料6. 一般廃棄物（し尿）処理施設

令和2（2020）年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	型式	能力 (kl/日)
飯塚	ふくおか県央環境 広域施設組合	環境センター	飯塚市目尾451-1	平成8年3月	高負荷	108
		汚泥再生処理センター	嘉麻市山野135-10	平成18年6月	高負荷 膜分離	146
		嘉麻市嘉麻浄化センター	嘉麻市西郷1101	平成9年3月	高負荷	60
		穂波苑	飯塚市楽市728-1	平成15年2月	高負荷 膜分離	152
田川	田川地区 清掃施設組合	乙女環境センター	田川市大字位登1506-1	平成2年3月	高負荷 膜分離	225
	下田川 清掃施設組合	下田川 クリーンセンター	田川郡福智町 弁城3205-1	平成3年3月	高負荷 膜分離	93
	田川郡東部環境 衛生施設組合	田川郡東部 衛生センター	田川郡大任町 大字大行事2194	昭和60年3月	標脱	70
直方・ 鞍手	直方市	直方市向鶴浄園 し尿処理場	直方市大字知古字向鶴 21-1	昭和40年4月	嫌気消化	90
	鞍手町	鞍手町衛生センター	鞍手郡鞍手町 大字中山3395	昭和55年4月	好気消化	45
	宮若市	緑水園	宮若市芹田335-1	平成9年2月	高負荷 膜分離	97
北九州	遠賀・中間地域広域 行政事務組合	曲水苑	遠賀郡水巻町 猪熊10丁目1-32	平成8年3月	標脱	220
京 築	行橋市	音無苑	行橋市大字松原651	昭和60年12月	標脱	191
	苅田町	苅田町清掃事務所 第二工場	京都郡苅田町 鳥越町1番地の3	昭和55年3月	標脱	100
	築上町	築上町有機液肥 製造施設	築上郡築上町湊1287	平成6年3月	液肥堆肥化	23
		築上町第2有機液肥 製造施設	築上郡築上町湊1310	平成29年10月	液肥堆肥化	19.52
	吉富町外1町環境 衛生事務組合	周防苑	築上郡吉富町 大字直江361	昭和49年3月	好気消化	20
計			35施設			3,700.3

(注)

嫌気消化：嫌気性消化・活性汚泥処理方式

好気消化：好気性消化・活性汚泥処理方式

好二段：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式

標脱：標準脱窒素処理方式

高負荷：高負荷脱窒素処理方式

膜分離：膜分離処理方式

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料7. コミュニティ・プラント

令和2(2020)年8月1日時点

市町村圏	設置者	施設名	施設所在地	竣工年月	方式	能力 (m ³ /日)
飯塚	嘉麻市	木城団地汚水処理施設	嘉麻市上山田818-2	昭和59年2月	長時間ばっ気	174
		鶴谷団地汚水処理施設	嘉麻市上山田528-4	平成3年3月	長時間ばっ気	103
		望ヶ丘団地汚水処理施設	嘉麻市下山田36-30	平成14年3月	長時間ばっ気	74
	飯塚市	中央東団地地域し尿処理施設	飯塚市鹿毛馬1667-13	昭和62年1月	接触ばっ気	85
	桂川町	桂川町泉ヶ丘団地汚水処理施設	嘉徳郡桂川町大字土師2076-1	昭和58年3月	長時間ばっ気	120
		桂川町桂ヶ丘団地汚水処理施設	嘉徳郡桂川町大字土師2270-91	昭和63年3月	長時間ばっ気	105
田川	田川市	星美台汚水処理施設	田川市大字繻1820-1	平成10年3月	膜分離活性汚泥	410
	糸田町	糸田町大熊団地コミュニティプラント	田川郡糸田町4045番地95	平成8年	長時間ばっ気	68
	福智町	福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設(1号施設)	田川郡福智町赤池970-13	昭和58年4月	接触ばっ気	395
		福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設(2号施設)	田川郡福智町赤池970-12	昭和62年3月	長時間ばっ気	430
福智町伊方東ヶ丘地区汚水処理施設		田川郡福智町伊方	昭和59年4月	接触ばっ気	170	
直方	直方市	直方市頓野住宅団地汚水処理場	直方市大字頓野字浦田2535-9	昭和52年3月	標準活性汚泥	1,820
北九州	中間市	中間市中鶴下水処理場	中間市中鶴4丁目11-1	昭和48年1月	標準活性汚泥	2,088
		中間市曙下水処理場	中間市中央2丁目7-1	昭和53年6月	標準活性汚泥	2,208
計			14施設			8,250

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料 8. 県内市町村の一般廃棄物（ごみ）排出量（平成 30（2018）年度）

市町村名 ※参考値に全国の 数値を記載	総人口	ごみ排出量			1人1日当たりの排出量			家庭系ごみの 1人1日当 たりの排出量 (生活系ごみ 収集量-資源 ごみ 量)*10 ⁶ /総 人口/365
		ごみ総排出量 (計画収集量+直 接搬入量+集団回 収量)	生活系ごみ(集 団回収量を含 む)	事業系ごみ	合計 (ごみ総排出 量)*10 ⁶ /総 人口/365	生活系ごみ (生活系ごみ 収集量+集団 回収 量)*10 ⁶ /総 人口/365	事業系ごみ (事業系ごみ 収集 量)*10 ⁶ /総 人口/365	
全国	127,438,270	42,716,264	29,673,333	13,042,931	918	638	280	505
福岡県合計	5,120,904	1,768,550	1,143,756	624,794	946	612	334	528
北九州市	950,182	380,765	198,708	182,057	1,098	573	525	461
福岡市	1,538,005	557,647	324,937	232,710	993	579	415	513
大牟田市	115,557	37,916	28,618	9,298	899	679	220	605
久留米市	305,949	101,020	67,118	33,902	905	601	304	512
直方市	56,860	19,429	15,396	4,033	936	742	194	653
飯塚市	129,138	45,634	35,967	9,667	968	763	205	686
田川市	48,241	20,403	14,233	6,170	1,159	808	350	733
柳川市	66,002	18,417	14,330	4,087	764	595	170	544
八女市	63,922	18,483	13,296	5,187	792	570	222	514
筑後市	49,173	15,318	10,096	5,222	853	563	291	483
大川市	34,473	9,921	8,067	1,854	788	641	147	534
行橋市	73,208	23,969	16,862	7,107	897	631	266	582
豊前市	25,695	10,514	6,179	4,335	1,121	659	462	563
中間市	41,785	12,908	9,462	3,446	846	620	226	506
小郡市	59,613	18,894	14,405	4,489	868	662	206	535
筑紫野市	103,776	31,743	22,641	9,102	838	598	240	512
春日市	113,207	31,492	24,803	6,689	762	600	162	505
大野城市	100,702	30,639	22,271	8,368	834	606	228	501
宗像市	97,048	31,092	21,156	9,936	878	597	280	503
太宰府市	71,789	20,339	16,108	4,231	776	615	161	559
古賀市	58,993	19,486	13,429	6,057	905	624	281	553
福津市	64,282	20,960	16,050	4,910	893	684	209	540
うきは市	29,852	9,704	6,878	2,826	891	631	259	517
宮若市	28,091	8,480	8,480	0	827	827	0	749
嘉麻市	38,558	12,320	11,192	1,128	875	795	80	756
朝倉市	53,568	17,388	11,609	5,779	889	594	296	507
みやま市	37,475	9,822	8,717	1,105	718	637	81	474
糸島市	101,464	33,851	26,563	7,288	914	717	197	654
那珂川市	50,225	16,644	10,938	5,706	908	597	311	502
宇美町	37,316	10,689	8,892	1,797	785	653	132	506
篠栗町	31,500	8,425	7,073	1,352	733	615	118	542
志免町	46,016	12,394	10,008	2,386	738	596	142	507
須恵町	28,480	7,711	7,711	0	742	742	0	671
新宮町	32,894	10,192	6,810	3,382	849	567	282	520
久山町	8,942	4,578	1,598	2,980	1,403	490	913	457
粕屋町	47,476	11,984	9,515	2,469	692	549	142	526

市町村名 ※参考に全国の 数値を記載	総人口	ごみ排出量			1人1日当たりの排出量			家庭系ごみの 1人1日当た りの排出量 (生活系ごみ 収集量-資源 ごみ 量)*10 ⁶ /総 人口/365
		ごみ総排出量 (計画収集量+直 接搬入量+集団回 収量)	生活系ごみ(集 団回収量を含 む)	事業系ごみ	合計 (ごみ総排出 量)*10 ⁶ /総 人口/365	生活系ごみ (生活系ごみ 収集量+集団 回収 量)*10 ⁶ /総 人口/365	事業系ごみ (事業系ごみ 収集 量)*10 ⁶ /総 人口/365	
芦屋町	14,064	4,236	3,032	1,204	825	591	235	483
水巻町	28,612	9,007	6,193	2,814	862	593	269	499
岡垣町	31,805	8,792	6,072	2,720	757	523	234	482
遠賀町	19,324	6,297	4,522	1,775	893	641	252	532
小竹町	7,760	2,365	1,492	873	835	527	308	33
鞍手町	16,138	4,418	3,980	438	750	676	74	649
桂川町	13,564	5,020	3,782	1,238	1,014	764	250	703
筑前町	29,626	9,416	9,067	349	871	838	32	684
東峰村	2,141	496	491	5	635	628	6	552
大刀洗町	15,646	4,063	3,282	781	711	575	137	458
大木町	14,278	3,384	2,442	942	649	469	181	172
広川町	19,679	5,576	3,748	1,828	776	522	254	475
香春町	11,048	3,098	2,707	391	768	671	97	626
添田町	9,809	2,811	2,541	270	785	710	75	679
糸田町	9,160	2,508	1,755	753	750	525	225	525
川崎町	16,695	7,217	5,969	1,248	1,184	980	205	952
大任町	5,270	1,537	1,537	0	799	799	0	786
赤村	3,197	798	737	61	684	632	52	608
福智町	23,044	7,741	5,419	2,322	920	644	276	618
苅田町	37,612	13,160	10,721	2,439	959	781	178	716
みやこ町	19,926	5,215	4,596	619	717	632	85	597
吉富町	6,825	1,873	1,604	269	752	644	108	576
上毛町	7,672	2,541	2,269	272	907	810	97	715
築上町	18,552	5,810	5,682	128	858	839	19	736

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

- * 1人1日当たりの排出量のうち、背景が緑色であるものは排出量が少ない5自治体の排出量を、背景がピンク色であるものは排出量が多い5自治体の排出量を示すもの。
- * 小竹町は、他自治体の取扱いと異なり RDF 施設へ搬出している「可燃ごみ」を「固形燃料ごみ」（資源ごみ）として区分していることから、資源ごみ量の割合が多くなっており、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量が少なく算出されているもの。
- * 事業系ごみの排出量が0である市町は、生活系ごみと事業系ごみの収集形態を区別していないため、両方ごみの量を生活系ごみ量にまとめて計上しているもの。

資料編

資料 9. 福岡県廃棄物処理計画の対象とする産業廃棄物の種類

産業廃棄物のうち主なものを例示する。

なお、次に記載する産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理法施行令第2条の4で定める産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当する。

産業廃棄物名	内 容	具体的例示
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く）、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、糊かす、うるしかす ②無機性汚泥：浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイトかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、釉薬かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム（油性スカムを除く）、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限る）、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等）、切削油系廃油（水溶性、非水溶性）、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物系油廃油（魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロルエチレン、アルコール等）、廃可塑剤類（脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等）、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水、タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等）、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、廃PCB、廃白土、タンクスラッジ、油性スカム・洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液（中和処理した場合に生ずる沈でん物は、汚泥として取り扱う。）	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白液等

産業廃棄物名	内 容	具体的例示
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液(中和処理した場合に生ずる沈でん物は、汚泥として取り扱う。)	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属石けん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃ベークライト(プリント基盤等)、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
*紙くず	①建設業に係る紙くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)に係る紙くず ③出版業に係る紙くず(印刷出版を行うものに限る。) ④製本業及び印刷物加工業に係る紙くず ⑤ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだ紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
*木くず	①建設業に係る木くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係る木くず ③パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係る木くず ④貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む) ⑤ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだ木くず	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、木製パレット等
*繊維くず	①建設業に係る繊維くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類) ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだ繊維くず	畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等

産業廃棄物名	内 容	具体的例示
*動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物）	①動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵のから、貝がら、羽毛等 ②植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果物の皮・種子、野菜くず、薬草かす等
*動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類）
金属くず		鉄くず、空カン、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず等）		①ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンブルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 ②コンクリートくず：製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず ③陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等 ④せっこうボード
鉍さい		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい（スラグ）、キューボラ溶鉍炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉍石、不良石炭、粉炭かす、鉍じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（専ら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）	コンクリート破片、レンガ破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材等
*動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
*動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる動物の死体	同上の家畜の死体

産業廃棄物名	内 容	具体的例示
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物である燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固型物

* 上記「内容」に記載の特定の事業活動に伴って排出されたもの。

* 実際の性状によっては、例示したとおりの廃棄物の種類に分類できない場合がある。

資料編

資料 10. 地域別の種類別・業種別産業廃棄物排出量

1 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（県内合計）（平成 30 年度）

（単位：千 t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業・熱供給業	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	15,140	8	4,038	3,638	4,861	24	179	10	103	103	2,175
燃え殻	71		0	8	45	0	0			0	18
汚泥	7,316	0	1,473	794	4,660	3	18	7	1	9	350
廃油	139	0	6	64	0	1	23	0	0	4	41
廃酸	95		0	76	0	0	1	0	0	6	12
廃アルカリ	190	0	0	138	0	0	1	0	0	2	49
廃プラスチック類	395	2	54	100	0	6	30	1	34	17	151
紙くず	50		19	8							23
木くず	360		173	28							158
繊維くず	3		2								1
動植物性残さ	30			19							11
動物系固形不要物	1						1				
ゴムくず	0		0	0	0	0	0			0	0
金属くず	1,236	0	36	1,115	0	4	15	0	1	11	54
ガラスくず等	435	0	104	164	0	2	13	0	0	7	145
鋳さい	497		1	478	1	0	1			0	15
がれき類	3,591	0	2,168	274	1	7	76	2	5	30	1,028
動物のふん尿	20	5									15
動物の死体	0										0
ばいじん	623		0	372	153		0			1	97
感染性廃棄物	70								62		8
その他の産業廃棄物	18		1	0	0		0			17	0

* 排出された地域が県内各地区のいずれかに区分できないものを含むため、各地区（北九州地区・福岡地区・筑後地区・筑豊地区）の排出量を合算した数値と一致しない。

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

2 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（北九州地区）（平成30年度）

（単位：千t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業・熱供給業	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	6,343	0	735	2,620	2,050	8	56	2	34	35	804
燃え殻	46	0	0	1	36		0			0	10
汚泥	2,413	0	59	307	1,867	2	2	0	0	2	174
廃油	69	0	1	49	0	1	3	0	0	3	12
廃酸	22		0	14	0	0	0		0	0	7
廃アルカリ	57		0	10	0	0	0		0	0	46
廃プラスチック類	131	0	9	48	0	1	6	0	27	2	38
紙くず	11		3	4							4
木くず	51		25	7							20
繊維くず	1		1								0
動植物性残さ	1			1							0
動物系固形不要物	0						0				
ゴムくず	0			0			0				0
金属くず	1,124	0	4	1,102	0	0	3	0	0	8	7
ガラスくず等	167	0	42	72	0	1	2	0	0	1	50
鋳さい	490		1	475	0	0	1			0	12
がれき類	1,153	0	591	172	0	3	38	1	0	3	345
動物のふん尿											
動物の死体											
ばいじん	585		0	358	147		0			0	80
感染性廃棄物	6								6		0
その他の産業廃棄物	17		0	0						17	0

* 北九州地区：北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

3 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（福岡地区）（平成30年度）

（単位：千t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業 供給・熱	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	5,794	0	2,625	439	1,668	9	82	4	57	40	871
燃え殻	4		0	2	2		0			0	1
汚泥	3,393	0	1,380	263	1,664	1	6	2	1	5	72
廃油	28	0	1	6	0	0	15	0	0	1	5
廃酸	5		0	3	0	0	0	0	0	0	3
廃アルカリ	6		0	3	0	0	0	0	0	0	2
廃プラスチック類	134	0	28	15	0	2	18	0	2	7	62
紙くず	29		14	2							14
木くず	198		95	10							93
繊維くず	1		1								1
動植物性残さ	19			11							7
動物系固形不要物	1						1				
ゴムくず	0		0	0	0	0	0			0	0
金属くず	80	0	18	10	0	4	10	0	0	2	35
ガラスくず等	184	0	39	63	0	0	6	0	0	4	72
鉱さい	0		0	0							0
がれき類	1,650	0	1,049	53	1	1	26	1	1	21	497
動物のふん尿											
動物の死体											
ばいじん	0		0	0	0					0	0
感染性廃棄物	60								53		7
その他の産業廃棄物	0		0	0	0		0			0	0

* 福岡地区：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

4 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（筑後地区）（平成30年度）

（単位：千t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業 供給・熱	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	1,999	7	443	239	975	3	23	4	9	20	275
燃え殻	14		0	5	2	0	0			0	6
汚泥	1,182	0	26	127	969	0	8	4	0	2	46
廃油	29	0	0	4	0	0	3	0	0	0	22
廃酸	41		0	32	0		0		0	6	3
廃アルカリ	3	0	0	2		0	0		0	0	0
廃プラスチック類	81	2	14	20	0	1	4	0	3	5	32
紙くず	6		2	1							3
木くず	78		36	10							32
繊維くず	1		0								0
動植物性残さ	6			4							3
動物系固形不要物											
ゴムくず	0					0				0	0
金属くず	23	0	12	1	0	0	2	0	0	1	8
ガラスくず等	30	0	12	3	0	0	1	0	0	1	11
鋳さい	5			1	1					0	3
がれき類	453	0	341	16		2	4	0	3	5	81
動物のふん尿	12	5									8
動物の死体	0										0
ばいじん	33			13	3					0	17
感染性廃棄物	2								2		0
その他の産業廃棄物	0		0	0	0		0			0	0

* 筑後地区：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

5 産業廃棄物の種類別・業種別の排出量（筑豊地区）（平成30年度）

（単位：千t/年）

排出事業者の業種 廃棄物の種類	合計	農業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業 供給・熱	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他の業種
合計	546	0	195	101	37	3	16	1	1	4	190
燃え殻	0		0	0			0			0	0
汚泥	127	0	5	28	37	0	2	1	0	0	54
廃油	12	0	5	4	0	0	2	0	0	0	1
廃酸	3		0	3			0		0		0
廃アルカリ	5		0	3		0	0		0	1	1
廃プラスチック類	28	0	3	4	0	1	2	0	0	1	16
紙くず	2		1	1							1
木くず	24		14	2							8
繊維くず	0		0								0
動植物性残さ	3			3							0
動物系固形不要物											
ゴムくず	0		0				0				
金属くず	8	0	2	2	0	0	1	0	0	0	3
ガラスくず等	47		10	25	0	0	4	0	0	0	7
鉱さい	0		0	0						0	
がれき類	278		154	26		1	6	0		0	90
動物のふん尿	8										8
動物の死体											
ばいじん	1			0						0	0
感染性廃棄物	1								1		0
その他の産業廃棄物	0		0	0							0

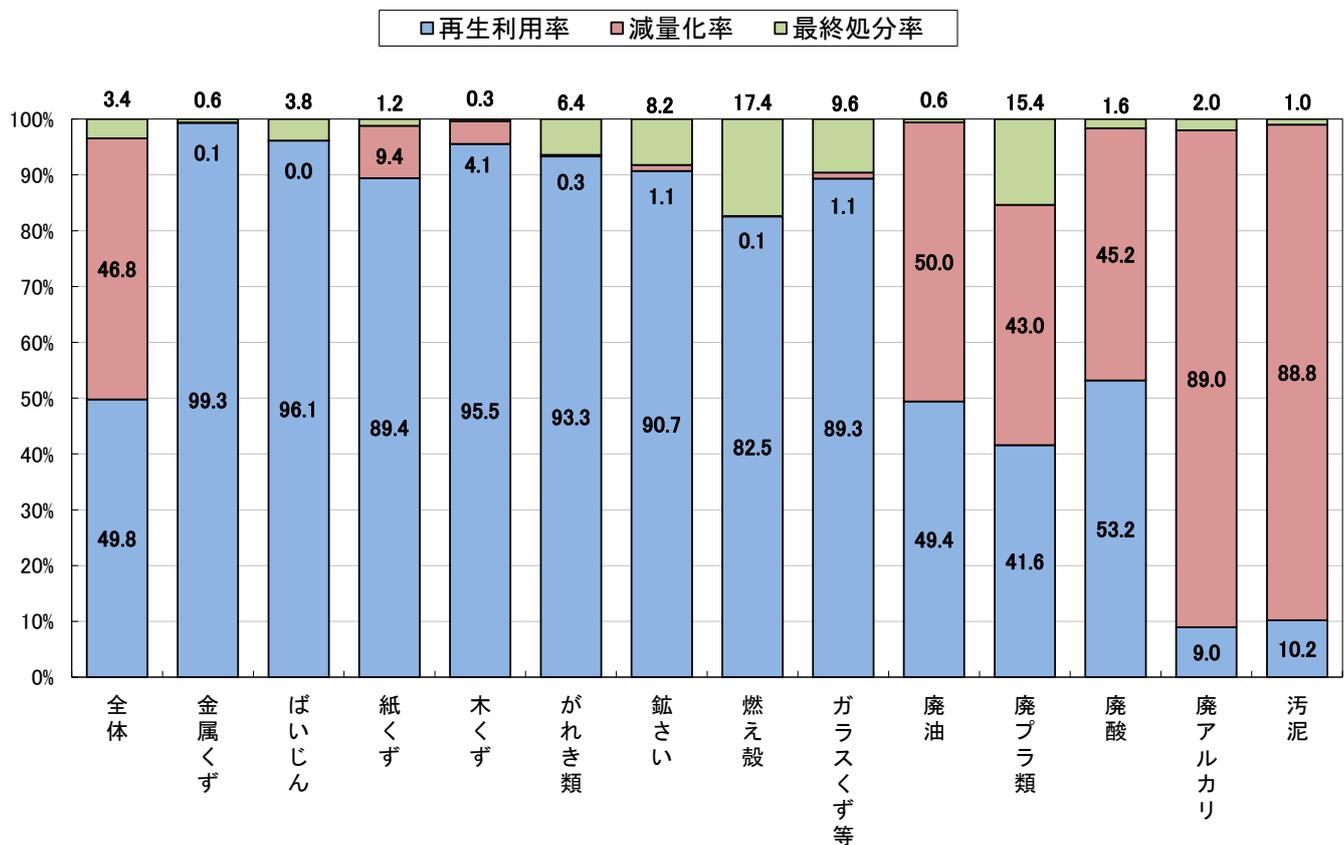
* 筑豊地区：直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

* 0は500t未満。空欄は処理業者からの実績報告がなかったもの。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

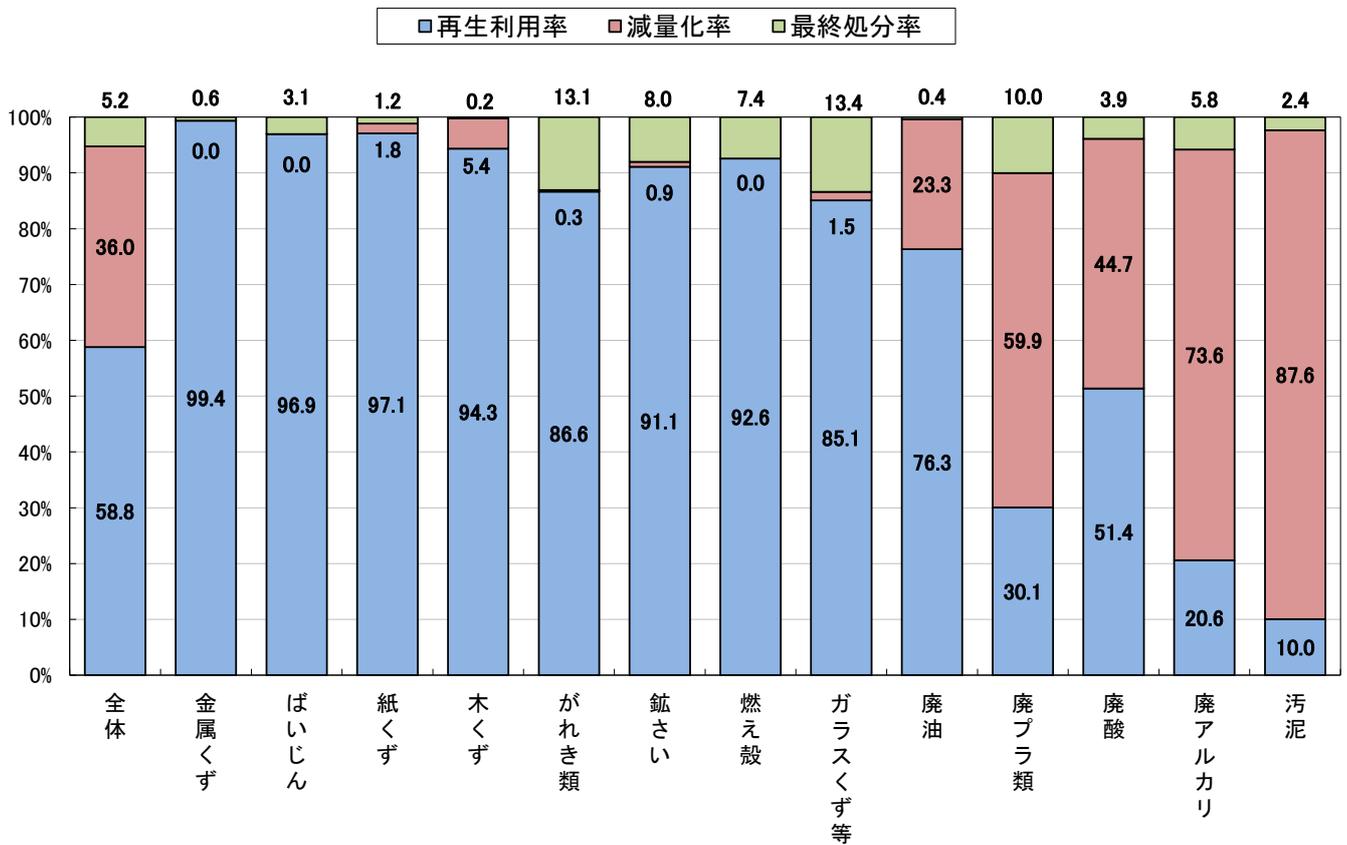
資料 1 1. 地域別の産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率及び最終処分率

- 1 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（県内合計）（平成 30 年度）
（単位：％）



* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

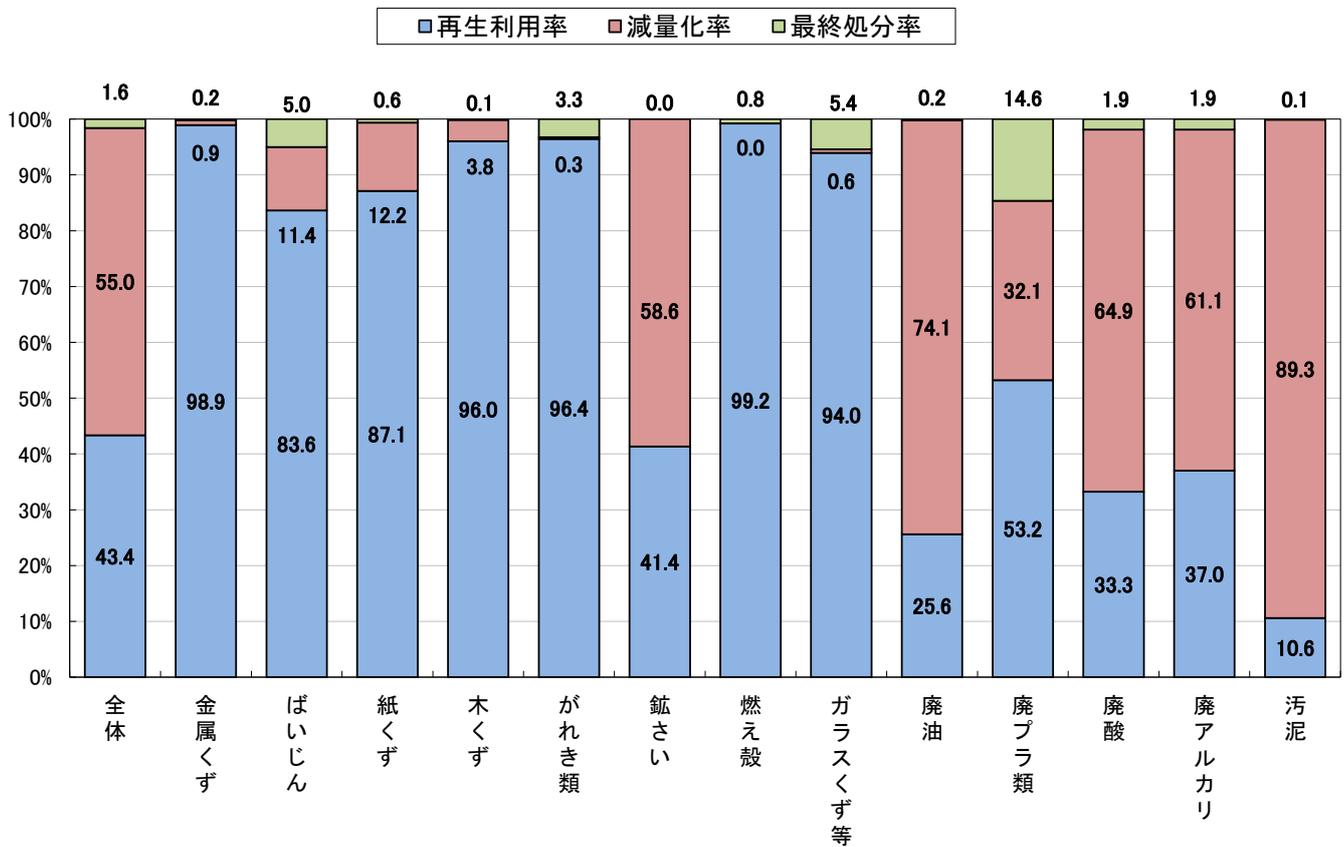
2 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（北九州地区）（平成30年度）
（単位：％）



* 北九州地区：北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

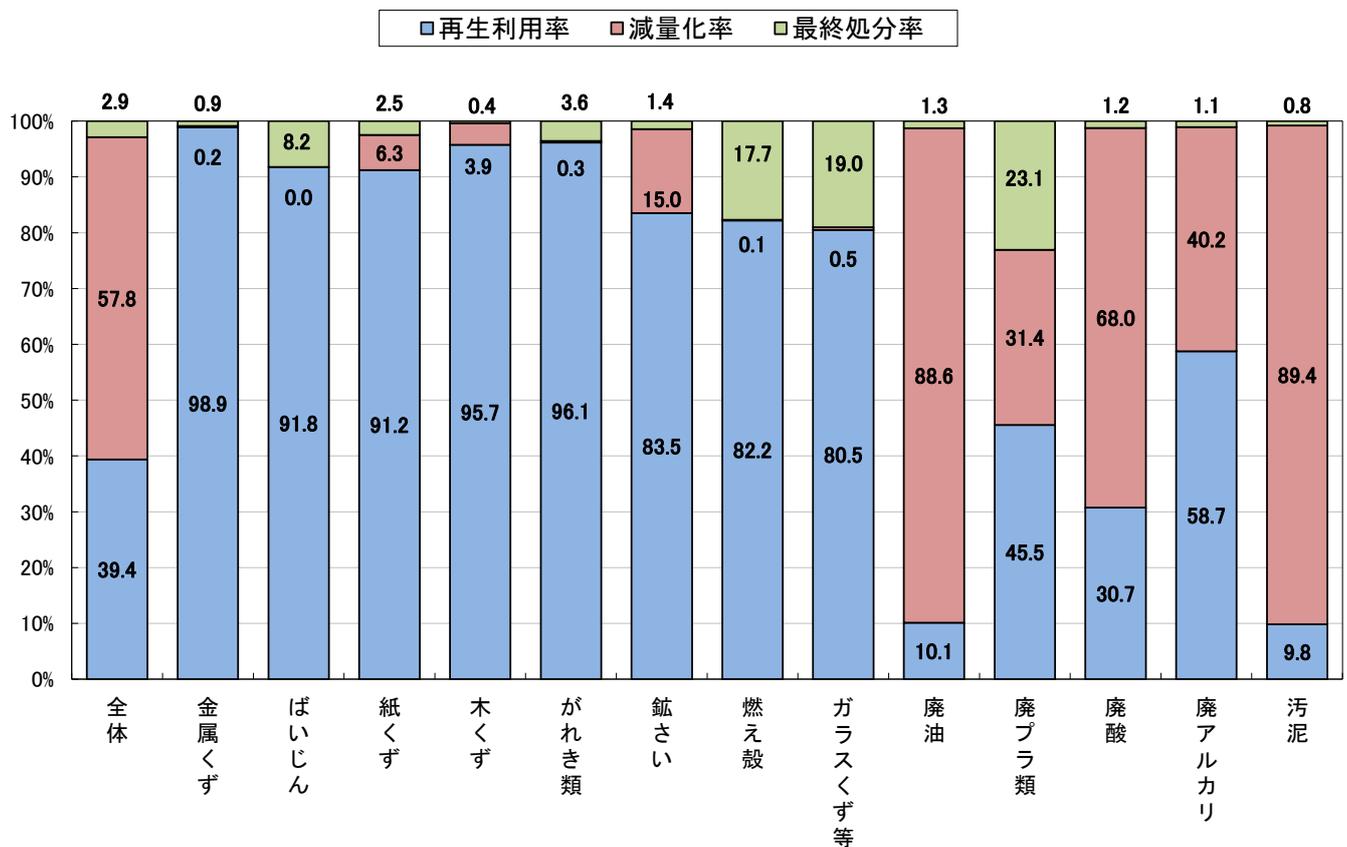
* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

3 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（福岡地区）（平成30年度）
（単位：％）



- * 福岡地区：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村
- * 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

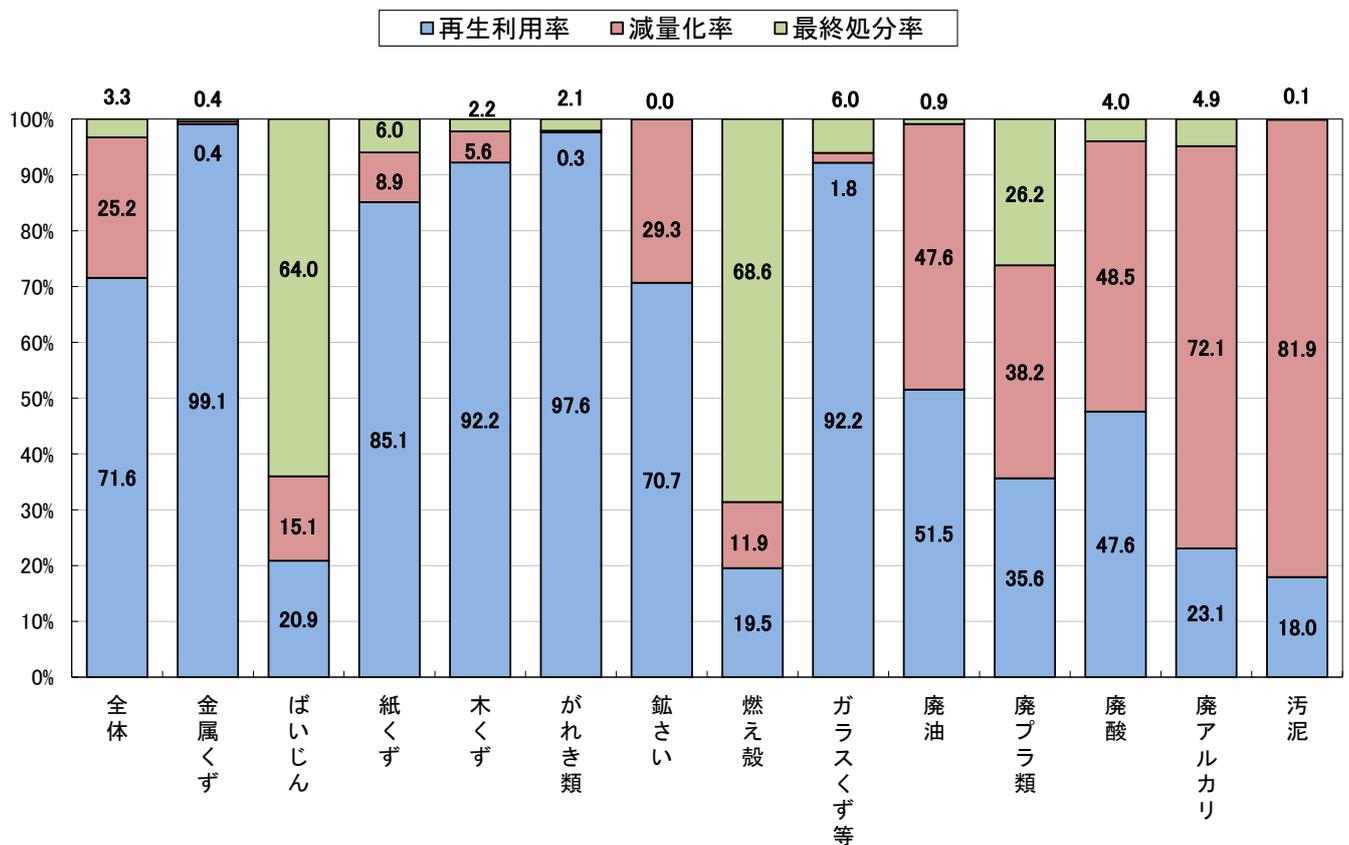
4 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（筑後地区）（平成30年度）
（単位：％）



* 筑後地区：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

5 主な産業廃棄物の種類別再生利用率、減量化率、最終処分率（筑豊地区）（平成30年度）
（単位：％）



* 筑豊地区：直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料 1 2. 産業廃棄物の広域移動の状況

平成 30 (2018) 年度に県内で排出された産業廃棄物のうち、処理のため県外へ搬出された量は 626 千 t となっている。

一方、平成 30 (2018) 年度に県外から県内に搬入の上処理された産業廃棄物の量は 3,660 千 t となっており、県外への搬出量を超過している。

(単位：千 t/年)

平成30 (2018) 年度		県外への搬出量		県外からの搬入量		
			構成比		構成比	
種類別内訳	燃え殻	12	1.9%	416	11.4%	
	汚泥	135	21.6%	589	16.1%	
	廃油	7	1.1%	113	3.1%	
	廃酸	3	0.5%	69	1.9%	
	廃アルカリ	13	2.1%	76	2.1%	
	廃プラスチック類	114	18.2%	218	6.0%	
	紙くず	9	1.4%	7	0.2%	
	木くず	29	4.6%	67	1.8%	
	繊維くず	2	0.3%	0	0.0%	
	動植物性残さ	9	1.4%	18	0.5%	
	動物系固形不要物	—	—	—	—	
	ゴムくず	0	0.0%	0	0.0%	
	金属くず	3	0.5%	19	0.5%	
	ガラスくず等	40	6.4%	96	2.6%	
	鉱さい	67	10.7%	440	12.0%	
	がれき類	91	14.5%	196	5.4%	
	動物のふん尿	0	0.0%	0	0.0%	
	動物の死体	0	0.0%	0	0.0%	
	ばいじん	43	6.9%	1,254	34.3%	
	その他の産業廃棄物	49	7.8%	82	2.2%	
合計		626		3,660		
		うち中間処理目的	502	80.2%	3525	96.3%
		うち最終処分目的	124	19.8%	135	3.7%

出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」

* 0 は 500 t 未満。動物系固形不要物は広域移動が生じていない。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

資料編

資料 1 3. 産業廃棄物処理業の許可状況

(令和 2 (2020) 年 3 月 31 日現在)

業 の 種 類		許 可 区 域						
		福岡県域	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	合計	
産業廃棄物	収 集 運 搬 業	5,587	227	41	13	8	5,876	
	処 分 業	中 間 処 理	356	154	65	41	54	670
		最 終 処 分	13	5	5	1	1	25
特別管理 産業廃棄物	収 集 運 搬 業	627	64	4	7	7	709	
	処 分 業	中 間 処 理	11	23	2	3	3	42
		最 終 処 分	1	0	0	0	0	1
合 計		6,595	473	117	65	73	7,323	

* 福岡県域…廃棄物処理法施行令第 27 条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除された。

資料 1 4. 県内市町村におけるごみ削減等の取組みの紹介

1 一般廃棄物多量排出事業者に対する一般廃棄物の減量に関する計画の作成等の指示

県内各市町村の取組み

廃棄物処理法第6条の2第5項では、市町村長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生じる土地または建物の占有者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成等を指示することができるものとされています。

各市町村において、条例等を整備し指示の対象となる事業者や廃棄物を定めた上、事業者が排出するごみの減量化・再資源化に係る計画書の提出の義務付け、事業者における廃棄物管理責任者の設置の義務付けなど、事業者における一般廃棄物の減量や再生利用の促進に取り組んでいます。

事業者の新規開業時（店舗設置時等）に条例の趣旨を説明し制度への理解を深めてもらう、市町村職員が事業者を個別に訪問しごみの削減等に係る指導を行うなど、市町村ごとに事業系ごみの削減を進めています。

【ごみの減量化・再資源化に係る計画書の例（北九州市）】

対象事業所名()	令和元年度実績(平成31年4月～令和2年3月)				令和2年度計画(令和2年4月～令和3年3月)				登録番号()
	総排出量(%) A=B+C	廃棄物処理量(%) B	資源化量(%) C	資源化率(%) C/A×100	総排出量(%) A=B+C	廃棄物処理量(%) B	資源化量(%) C	資源化率(%) C/A×100	
① 段ボール	15		15	100	14		14	100	○×資源
② 古紙 (新聞紙・OA用紙等)	23		23	100	20		20	100	○×資源
③ 機密古紙 (伝票等重要書類)	3	1	2	67	3		3	100	○×資源 自己搬入 市 焼却工場
④ 生ごみ (調理くず・残飯等)	101	1	100	99	99	1	98	99	○×高率 市 焼却工場 ☆☆畜産
⑤ 飲料缶									
⑥ 飲料びん	0.5		0.5	100	0.5		0.5	100	□×高率
⑦ ペットボトル	3		3	100	3		3	100	□×高率 ×○運送 ○ベトナム
⑧ 発泡スチロール									
⑨ ビニール・プラスチック	3		3	100	3		3	100	□×高率
⑩ 木くず	0.05		0.05	100	0.05		0.05	100	□×高率 ×○運送 ○本村
⑪ 廃食用油	9		9	100	9		8	100	□×産業
⑫ 一般ごみ (焼却ごみ)	15	15		0	12	12		0	○×高率 市 焼却工場
⑬ ()									
⑭ ()									
合計									

※ 量については、小数点第2位(単位:トン)まで記入してください。

出典：北九州市環境局「事業系ごみの資源化・減量化に向けて 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例説明資料」（令和2年度版）

2 指定ごみ袋の価格・デザイン改定

柳川市の取組み

柳川市では、令和3年1月、可燃ごみ減量の取組みとして、指定ごみ袋の価格・デザインを改定し、新しい可燃ごみ袋の名称を「燃やすしかないごみ袋」（旧：燃やすごみ袋）へ変更しています。

この名称には、「ごみ減量のために、ごみを発生させないことはもちろんのこと、分別や生ごみの水切りも頑張ったけど、これだけは燃やすしかないんだ」という思いを込めています。

併せて、ごみ袋の価格改定を行い、可燃ごみ袋の価格を値上げする代わりに、資源ごみ（プラスチック類及びペットボトル）袋の価格を値下げすることで「分別するほど得をする」仕組みを構築。市民に負担を強いるだけでなく、快く協力してもらえそうな仕組みづくりを進めています。

【旧：可燃ごみ・資源ごみ袋】



【新：可燃ごみ・資源ごみ袋】



3 紙おむつの分別収集及び資源化

みやま市の取組み

みやま市では、平成27（2015）年10月から、紙おむつの分別収集を開始し、紙おむつリサイクルに取り組んでいます。

使用済み紙おむつは指定袋に入れ、市内40ヶ所に設置されている紙おむつ専用回収BOXに入れてもらい、回収した紙おむつは大牟田市にある紙おむつ資源化工場に搬出しています。

その工場では、使用済み紙おむつに水溶化処理を施し、再生パルプ、プラスチック、汚泥へと分けられ、それぞれが建築資材、固形燃料、土壌改良剤へと生まれ変わります。

今後、高齢福祉社会化により紙おむつの需要はますます増加し、生産時のパルプ使用量の増大に伴う森林破壊や廃棄時の処理に伴う環境破壊を招くおそれがあるため、紙おむつのリサイクルは非常に重要な取組みとなります。

なお、みやま市における令和元（2019）年度の紙おむつリサイクル量は192トンとなっており、前年度より38%増加しました。

【紙おむつ専用回収ボックス】



4 リサイクル宝の市・リサイクルショップの開催

久留米市・宗像市の取組み

久留米市では、家庭で不用となった「まだ使える」家具や自転車などを市民から無償で回収し、点検や修理を行った後、毎月第3日曜日に「リサイクル宝の市」を開催、希望する市民に低額で販売しています。

久留米市では、この「リサイクル宝の市」を通じ、物を大事にする意識の啓発を図っています。

また、宗像市でも、宗像清掃工場（ECO パーク宗像）へ搬入された自転車や家具を修理・再生した後に販売するリサイクルショップを開催し、使えるものは使う地球にやさしい環境の輪を広げる取組みを進めています。

※ 令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、中止や開催方法の変更が生じました。

【久留米市：リサイクル宝の市の様子】



【宗像市：リサイクルショップの出品物】



5 循環のまちづくり町民ガイド

大木町の取組み

大木町では、平成18（2006）年11月に始まった生ごみ分別や、平成20（2008）年3月に公表した町独自のゼロ・ウェイスト宣言である「大木町もったいない宣言」により、これまで費用をかけて処分していた「ごみ」を「資源」として地域で循環させる取組を住民と一体となって行っています。平成19年（2007）年以降、年間約200件、平均3,100名以上の方が本町へ視察に訪れています。そこで、令和元（2019）年度に町が目指す「循環のまちづくり」に関する知識と技能を身につけ、環境教育や環境保全活動のリーダー、おおき循環センターや環境プラザの視察、マスメディアへの取材対応などを担う「循環のまちづくり町民ガイド育成事業」を実施しました。

令和元（2019）年9月から7名のガイドが住民目線で自らの実体験を交えながら、視察等を通し「大木町」の良さを内外に発信しています。

【ガイド視察対応の様子】



【ガイド出前講座の様子】



資料編

資料 15. 福岡県で実施している県民参加型事業等（廃棄物関連）の紹介

1 県民参加型事業の紹介

事業名	事業概要	問合せ先
こどもエコクラブ	<p>○幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる身近な環境活動に取り組むクラブ</p> <p>【対象】 幼児（3歳）から高校生まで</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先にお問い合わせください。また、右記ホームページから直接登録可能です。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 全国事務局が加入している「賠償責任保険」による活動中の事故に伴う賠償のサポート</p> <p>(2) 環境学習プログラムなどを掲載したニュースレターの配布</p> <p>(3) 協賛企業から県事務局に寄贈される環境啓発物品などの活動に役立つグッズの配布</p> <p>(4) 全国事務局や県事務局が開催する交流会や環境学習会における他のクラブとの交流</p>	<p>こどもエコクラブ全国事務局 (公益財団法人日本環境協会)</p> <p>【TEL】 03-5829-6359</p> <p>【FAX】 03-5829-6190</p> <p>【HP】 http://www.j-ecoclub.jp/</p> <p>こどもエコクラブ福岡県事務局 (福岡県環境部環境政策課企画調整班)</p> <p>【TEL】 092-643-3355</p> <p>【FAX】 092-643-3357</p> <p>【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jec.html</p>
エコファミリー	<p>○省エネルギー・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組んでいただく県民を募集</p> <p>【対象】 県内に居住している方</p> <p>【申込方法】 スマートフォンに「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」をダウンロードしてください。スマートフォンをお持ちでない場合は、お近くの市区町村環境担当窓口又は県の環境保全課及び各保健福祉環境事務所で配布している「ふくおかエコライフ応援 book（福岡県環境家計簿）」を活用してください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 【エコふぁみ】 協賛店で割引等が受けられる応援パスポートの取得</p> <p>(2) 【エコふぁみ】 ポイントを貯めてくじを引くと、抽選でプレゼントを進呈</p> <p>(3) 【福岡県環境家計簿】 電気、ガス、水道等の使用量を報告した世帯の中から抽選で、協賛企業賞を進呈</p>	<p>福岡県環境部環境保全課 地球温暖化対策係</p> <p>【TEL】 092-643-3356</p> <p>【FAX】 092-643-3357</p> <p>【メール】 chikyu@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4126.html</p>

事業名	事業概要	問合せ先
エコ事業所	<p>○「電気使用量削減」、「自動車燃料使用量削減」、「その他地球にやさしい活動（3R、グリーン購入等）」に取り組む事業所を募集</p> <p>【対象】 県内に所在する事業所</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先に申込書を提出してください。また、右記ホームページからも申込み可能です。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点</p> <p>(2) エコアクション21認証に向けた無料コンサルティングの優先受講</p> <p>(3) 県ホームページなどウェブサイト等でのPR、先進的な取り組みを行っている事業所を知事表彰</p> <p>(4) 低金利融資の対象</p>	<p>福岡県環境部環境保全課</p> <p>地球温暖化対策係</p> <p>【TEL】 092-643-3356</p> <p>【FAX】 092-643-3357</p> <p>【メール】</p> <p>chikyu@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】</p> <p>https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4125.html</p>
食べもの余らせん隊	<p>○食べ残しや期限切れなどの食品ロスを減らすため、「福岡県食品ロス削減県民運動」の一環として、食品ロス削減に取り組む店舗を登録</p> <p>【対象】 県内の飲食店、宿泊施設、食料品小売店</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先にお問い合わせください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 登録店を県ホームページ等で公表</p> <p>(2) 「ふくおか県政推進サポート資金」の融資対象</p>	<p>福岡県環境部循環型社会推進課</p> <p>事業化推進係</p> <p>【TEL】 092-643-3381</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】</p> <p>recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】</p> <p>https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/amarasentai.html</p>
県産リサイクル応援事業所	<p>○生活関連用品のリサイクル製品で一定の基準を満たして県が認定した「県産認定リサイクル製品」の積極的な販売、使用に取り組む事業所を募集</p> <p>【対象】 事業を営む個人又は法人（県内・県外は問わない）</p> <p>【申請方法】 持参、郵送、FAX又はメールにより、右記問合せ先に申込書を提出してください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 登録事業所を県ホームページで公表</p> <p>(2) 「県産認定リサイクル製品」を一定額以上購入した事業所「優良事業所」は、県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点</p>	<p>福岡県環境部循環型社会推進課</p> <p>リサイクル係</p> <p>【TEL】 092-643-3372</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】</p> <p>recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】</p> <p>https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensan-ohen.html</p>

事業名	事業概要	問合せ先
九州まちの修理屋さん	<p>○ものを長く使う工夫や修理店を県民に広く紹介するため、県内の修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録</p> <p>【対象】 県内の修理店</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先にお問い合わせください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 登録店舗を県ホームページで公表</p>	<p>福岡県環境部循環型社会推進課 企画係</p> <p>【TEL】 092-643-3371</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuriyasan-shoukai.html</p>
ふくおかプラごみ削減協力店	<p>○プラスチックごみの削減の取組みを促進するため、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等に取組む事業所を登録</p> <p>【対象】 県内に所在する事業所</p> <p>【申込方法】 右記問合せ先にお問い合わせください。</p> <p>【特典】</p> <p>(1) 登録店舗を県ホームページで公表</p> <p>(2) 「ふくおか県政推進サポート資金」の融資対象</p> <p>(3) 県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点</p>	<p>福岡県環境部循環型社会推進課 企画係</p> <p>【TEL】 092-643-3371</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/puragomi.html</p>

2 環境教育に関する人材派遣制度の紹介

事業名	事業概要	問合せ先
ふくおか県 政出前講座	○県職員が福岡県の取組などを説明するもの 【対象】 おおむね 20 人以上の県民が参加する集会 【申込方法】 郵送、FAX、電子申請又はメールにより、申込書を提出してください（実施希望日の 1 か月前までにお申し込みください。）。 【費用】 講師派遣は無料。その他必要な経費は申込者の負担です。	福岡県総務部県民情報広報課 広聴係 【TEL】 092-643-3103 【FAX】 092-643-3107 【メール】 kocho@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/demaekouza.html
福岡県地球 温暖化防止 活動推進セ ンター事業 (講師派遣 制度)	○エコ活動を広げていくため、福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録されたふくおか環境マイスターやエコアドバイザーによる出前講座を行うもの 【対象】 県民、県内の事業所、幼稚園、保育園、学校、学校教職員、市町村担当者等 【申込方法】 郵送、FAX 又はメールにより、申込書を提出してください（実施希望日の 1 か月前までにお申し込みください。）。 【費用】 講師派遣は無料、その他必要な経費（会場費等）は申込者の負担です。	福岡県地球温暖化防止活動推進センター 【TEL】 092-674-2360 【FAX】 092-674-2361 【メール】 fccca@keea.or.jp 【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/center/5932.html
3Rの達人	○県内で率先して 3R に取り組む個人や NPO 法人に所属している方が、3R に関する県民の意識の高揚、3R 活動の活性化を図るため、地域コミュニティーや職場、学校等において実施される 3R の学習会、講演会、実践教室等を行うもの 【対象】 15 人以上の県民が参加する地域学習会やセミナーなど 【申込方法】 郵送、FAX 又はメールにより、申請書を提出してください（実施希望日の 1 か月前までにお申し込みください。）。 【費用】 講師派遣は無料・その他必要な経費は申込者の負担です。	福岡県環境部循環型社会推進課 企画係 【TEL】 092-643-3371 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tatsujin.html

※不明な点等ありましたら、問合せ先へ御連絡ください。

※各制度の目的に合致しない場合は、派遣をお断りさせていただくことがあります。